

保育の必要性にかかる基準（保育が必要な理由）

保育の必要性の認定を受けるためには、保護者等が次のいずれかに該当する必要があります。

	事 由	内 容	認定期間
1	家庭外労働	居宅外で労働することを常態（ <u>月64時間以上の就労</u> ）としている場合	最長で小学校就学前まで
2	家庭内労働	昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態（ <u>月64時間以上の就労</u> ）としている場合	最長で小学校就学前まで
3	求職中	保護者等が求職中の場合	<u>認定後90日後の月末まで</u>
4	母親の出産等	母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合	<u>出産予定日の8週間前の日の月初めから、出産日から8週間経過した日の月末まで</u>
5	障がい	保護者が精神又は身体等に障がいを有している場合	最長で小学校就学前まで
6	疾病又は負傷	保護者が疾病又は負傷している場合	療養の必要がなくなるまで
7	家族の看護・介護	長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいを有する同居家族を介護する場合	看護・介護の必要がなくなるまで
8	災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧が終了するまで
9	就学	保護者が大学・職業訓練校等に在学している場合	卒業月の月末まで
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認める場合	—

保育の必要性の認定に必要な添付書類について

保育の必要性の認定を受けるためには、それぞれの事由に応じた証明書類等の提出が必要です。

詳しくは、こども家庭課へお問い合わせください。